

東広島市学校給食費徴収規則の一部改正について

1 目的、概要

物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担を軽減するにあたり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することとしているが、教職員分については当該交付金の対象とはならないため、令和7年度の教職員分の学校給食費の金額を変更して徴収することとする。また、令和7年度から東広島市立御菌宇幼稚園を認定こども園に移行することに伴い、幼稚園幼児の学校給食費の額及び納期限を変更するため、東広島市学校給食費徴収規則を一部改正した。

2 改正内容について

(1) 教職員等の学校給食費の額

		小学校	中学校
1食当たりの学校給食費の額	【改正前】	274円	313円
	令和7年度	290円	330円
各納期(第1～9期)の納付額	【改正前】	5,200円	6,000円
	令和7年度	5,500円	6,400円

※ 東広島市学校給食費徴収規則の附則第3号において、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における学校給食費の特例を定めた。

(2) 御菌宇幼稚園の学校給食費について

ア 対象 1号認定(幼稚園利用)の子ども

※ 2号、3号(保育利用)認定の子どもの給食費は東広島市保育所等副食費徴収規則(令和元年市規則第67号)による。

イ 学校給食費の額

		幼稚園(1号)
1食当たりの学校給食費の額	【改正前】	200円
	令和7年度	150円
各納期(第1～9期)の納付額	【改正前】	2,600円
	令和7年度	2,300円

ウ 納期 4月及び8月を除く各月末日

3 施行日

令和7年4月1日